

入札説明書

令和6年7月23日千葉市公告第630号により公告した議会用タブレット端末等賃貸借契約（長期継続契約）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

議会用タブレット端末等賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 契約内容の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年10月31日まで

(4) 賃貸借期間

令和6年11月1日から令和10年10月31日まで（48か月）

(5) 納入場所

千葉市議会事務局調査課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(2) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿に登録があること。

(3) 令和元年度から令和5年度において、当該業務と同種・同規模の業務を履行した実績を有する者

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和6年7月29日(月)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、郵送による場合は、令和6年7月29日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。)

(2) 提出場所

千葉市議会事務局調査課(住所等は後記10のとおり)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 前記2(3)の要件を満たしていることがわかる資料 ※契約書、仕様書の写し等

(5) 確認通知

令和6年8月1日(木)までに申請者に対して入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

実施しない。

5 仕様等に関する質問

(1) 受付期間

公告の日から令和6年7月29日(月)午後5時00分まで

(2) 質問方法

質問書を受付期間内に後記10の契約事務担当課に電子メールで送付すること。その際、件名は「【議会用タブレット端末等】質問」とすること。

なお、メール送付がない場合は、「質問事項なし」とみなす。

(3) 回答方法

受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問がない場合は回答しない。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和6年8月6日(火) 午前10時00分

場 所 千葉市議会 第2委員会室(千葉市役所 低層棟6階)

※ 入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

ア 入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

イ 郵便による入札の場合は二重封筒とし、入札書を商号又は名称及び件名を記載した中封筒に入れて密閉の上、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の契約事務担当課宛に、入札日前日の令和6年8月5日(月)午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

※ 郵便による入札者は開札に立ち会わないこととなるので、後記8(3)のとおり、再度入札があった場合は参加できなくなります。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

(参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数(5か月)の税抜額)

(契約期間全体の総額ではないので注意すること。)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。)

(6) 最低制限価格

無し

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする(落札者はただちに積算内訳書を提出すること。)

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する(書留郵便で入札した者がくじ引きの対象者になった場合は、入札事務に関係のない立ち会い職員が書留郵便で入札した者に代わってくじを引く。)

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出すること。)

8 再度入札の実施

- (1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

後記10の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 長期継続契約

この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により賃貸人が損害を受けることがあっても、賃借人は損害賠償責任を負わない。

10 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市議会事務局調査課広報班

電 話 043-245-5472

メール chosa.AS@city.chiba.lg.jp